

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>学校給食として飛騨吉城特別支援学校の生徒並びに教職員の給食に関する調理及び配送並びに回収業務。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食として生徒の給食を調理、供給する以上、栄養面、安全面に十分な配慮が求められるが、公共団体の場合は学校給食会で徹底して検査をしており、原材料の安全の確保が図られている。 ・ 公共団体の施設が運営する学校給食の場合、地産地消の材料に国庫補助が付くため、安価に原材料を調達できる。 <p>以上の理由により、民間よりも公共団体を契約の相手方にした方が学校給食としての必要な条件を満たすことができ、かつ有利であるが、公共団体で当校の所在地の管轄には飛騨市と高山市が共同管理する古川国府給食センター利用組合以外になく、同組合を契約の相手方として選定するのが適当である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。